

様式第8号

福岡市公募屋台営業候補者応募申請書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

申請者住所 〒

(フリガナ)
申請者氏名

生年月日 年 月 日

電話番号

FAX番号

印

写真

申請前6月以内に
撮影した無帽、正面、上
半身のもの
(縦4cm×横3cm程度)

※電話番号は日中連絡可能な番号を記載して下さい。

福岡市公募屋台に応募したいので、次のとおり申請します。
営業に際しては、福岡市屋台基本条例及び同条例施行規則等関係法令を守るとともに、これらに基づく職員の指示に従います。
なお、本件申請に当たり市に提出した個人情報の取り扱いについては、下記の事項に同意します。
*暴力団排除のため、市が福岡県警察への照会確認に使用すること。
*市が本市への市税の滞納がないことの照会確認に使用すること。

応募場所 ※応募するエリアをいずれか一つ選んで○で囲んでください。	1 観光スポットエリア (別図2-1 A~E) 2 商業地域エリア (別図2-2 F~J)
営業希望期間 ※3年以内	H29年 4月 1日から 年 月 日まで
営業しようとする屋台の特徴・セールスポイント	

福岡市公募屋台営業計画書

平成 年 月 日

氏 名 ④

1. 申請者の概要

<p>(1) 現在の職業 ※複数ある場合は全て記載 該当する番号に○を付け、その他の場合は () に業種を記入してください。 1 屋台営業者 2 屋台従業員 3 飲食店経営 4 飲食店従業員 5 その他 ()</p>
<p>(2) 申請者の経歴 (これまでの経歴を記入)</p>
<p>(3) 資格等 ※複数ある場合は全て記載。1, 2, 5は資格証明書を添付。 取得している資格の番号に○を付けて、その他の資格を取得している場合は, () に資格を記入してください。 1 食品衛生責任者 2 調理師免許 3 自動車運転免許 4 2輪運転免許 5 その他 ()</p>
<p>(4) 屋台営業の動機</p>
<p>(5) 将来の展望 (例: 3年間屋台営業で経験を積んだ後, 一般店舗を出す予定 等)</p>

※パソコン等で入力される場合、文字サイズは11ポイント以上としてください。

※スペースが足りない場合は、用紙を継ぎ足して添付してください。

2. 事業計画

①営業概要

(1)営業時間	時 分 ~ 時 分
(2)営業日	() 日/週 定休日 ()
(3)申請者以外の従業員 ※雇用予定の場合も含む	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の家族 名 ・正規の従業員 名 ・パート, アルバイト 名
(4)屋台手配の状況	<p>該当する番号に○を付け, () に現況を記入してください。</p> <p>1 今後製作 ()</p> <p>2 今後購入 ()</p> <p>3 既に確保済み ()</p> <p>4 検討中 ()</p> <p>5 何も考えていない</p>
(5)営業開始までのスケジュール	<p>平成 28 年 4 月の営業開始に向けた準備等について, 想定しているスケジュールを記入してください。</p> <p>(屋台製作, 従業員確保, 食品衛生責任者資格取得, 市道等占用許可(公園占用等許可))・飲食店営業許可の申請 等)</p>

※パソコン等で入力される場合, 文字サイズは 11 ポイント以上としてください。
 ※スペースが足りない場合は, 用紙を継ぎ足して添付してください。

(2) 良好な公衆衛生の確保 (食品衛生関係)

まちのにぎわいを創出するため、特色ある屋台が増えることも大事ですが、屋台は固定店舗に比較し、区画、給排水及びその他の衛生設備について制約があることを踏まえ、「福岡市食品衛生条例」により一般営業者が遵守すべき基準のほかに「生もの提供の禁止」、「施設外での調理行為の禁止」、「食肉、魚介類の屋台内でのさばき行為の禁止」等について定められています。これらを踏まえ、どのようなメニューや設備等により営業を行うか記入してください。

ア. 取扱いメニュー (例: とんこつラーメン, 焼き鳥 等)

※関係条文: 福岡市食品衛生条例第3条第2項

イ. 営業設備の配置図について

別紙「屋台配置計画図」にご記入ください。

※関係条文: 特殊形態営業に関する取扱要領 (福岡県)
別表第2 施設基準第2 1 共通基準

ウ. 食品衛生の向上について、次の項目について、考えていることをご記入ください。

※関係条文: ・福岡市食品衛生条例第3条第1項及び第2項の各号
・特殊形態営業に関する取扱要領 (福岡県)
別表第2 施設基準第2 1 共通基準

(営業前の仕込み (食肉・魚介等の下処理) をする場所や手順) ?

食肉・魚介等は立入可時の、自宅の調理場で行う。
1/15 ~ 1/18 (福岡市食品衛生条例) 屋台で行い可なり
作業中衛生のため作業着を着用し、必要に応じて
マスク、帽子等も着用する。

(手指や調理器具の洗浄方法)

十分に流水で、洗浄剤 消毒剤等々で洗う。
ペーパータオル等で十分に乾燥させる。

→ 洗浄剤等々十分に洗った後、熱湯・消毒剤等々
用いた適切な方法で徹底し乾燥させる

※パソコン等で入力される場合、文字サイズは11ポイント以上としてください。

※スペースが足りない場合は、用紙を継ぎ足して添付してください。

②関係法令遵守に向けた取り組み

屋台営業者は、福岡市屋台基本条例及び福岡市屋台基本条例施行規則をはじめ関係法令等を遵守し、適正な屋台営業を行わなければなりません。

それぞれの基本事項について、公共の場所で営業することを認識し、しっかりルールを守るための方法や工夫を具体的に記入してください。

(1) 安全快適な公共空間の確保 (道路・公園占用関係)

屋台の規格、占用時間、その他道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、又は円滑な交通を確保するためや公園の管理のために必要な各項目について、取り組む方法や工夫を記入してください。

	項 目	内 容
ア	占用時間を守るための営業スケジュールと人員体制 ※関係条文： 福岡市屋台基本条例施行規則 (以下、「規則」)第7条第2号	別紙「営業時間・体制にかかる計画書」
イ	屋台の規格や器材等の配置計画 ※関係条文： 規則第7条第1号、第3号、 第4号ア	別紙「屋台配置計画図」
ウ	営業時間中に営業者や従事者の車両を違法駐車しないための工夫 ※関係条文： 規則第7表第4号イ	午後5時以降、屋台の荷物を 運搬車におろし、 駐車場に駐車する。
エ	営業時間終了後、屋台、器材及び車両等を放置しないための工夫 ※関係条文： 規則第7条第4号ウ	午前4時までに、屋台はテラスに、 駐車場に保管する。 又、機材等も車に載せ保管場所 に持ち帰る。
オ	営業場所及びその周辺をごみや汚水で汚さないための工夫 ※関係条文： 規則第7条第4号エ、オ	(ごみ)ビニールシート等を置き、 ごみ箱に分別して捨てる。常に営業中は 営業終了後は必ず清掃を行い、 ごみ箱はカビ対策に回収してもらう (汚水) 汚水ヌレに必ずグリストラップを適切 に設置する。 油断等、又は、固形物を全て汚水に カビ対策に回収してもらう。

※パソコン等で入力される場合、文字サイズは11ポイント以上としてください。

※スペースが足りない場合は、用紙を継ぎ足して添付してください。

(4) 危機管理

危機管理について、下記項目に対する具体的な対応を記載ください。

	項 目	対処方法
ア	食中毒発生時の対応	お客様から直ちにフック内を退 避し、不具合の原因を調査する こととし、保健所へ連絡し 指示に従う。
イ	食物アレルギー対策の内容及び発 生時の対応	卵類・乳類・穀類・そば類 魚介類などアレルギー対応の メニュー。アレルギー等にお 客は注意して飲食し連絡し 指示に従う。
ウ	客に飲酒運転を起こさせないた めの取り組み	飲酒運転ホウキツホウキ等 車にお乗りのお客様にお酒の提供は できない事をご告知する。 又、運転代行も利用できるように 必要に応じて紹介する。 飲酒運転にお乗りのお客様にお酒 提供は、ケイソに連絡あり
エ	客同士のけんか等のトラブル発生 時の対処法	トラブルの発覚を感じたら、 すぐに退避し、他のお客様の 迷惑にならない事をお知らせし、 必要に応じて警察に連絡する。 退避にもう、場合によっては、ケイソに連絡あり
オ	火災の予防及び発生時の対応	・消火器を常備する。 ・火災発生時の場合、お客様に 避難を促す。初火消火を行うと 共に、救急へ連絡 自分自身はケイ ソに連絡し、自分自身は救急の 対応を受ける。

※パソコン等で入力される場合、文字サイズは11ポイント以上としてください。

※スペースが足りない場合は、用紙を継ぎ足して添付してください。

(食材等の保管場所や取り扱い)

温度計を備えた 交差のあり、
冷蔵設備

クーラーボックス、
冷蔵ボックス、
冷蔵庫

(その他の工夫や取り組み等)

(3) その他の遵守事項関係

	項 目	内 容
ア	近隣に公衆便所が無い場合、客等が利用する便所を確保する方法や案内の方法 ※関係条文： 規則第3条第1号ウ	近隣のコンビニ商業ビル・カフェなどに 駐車場のトイレを確保して必ず案内表示 （確保する・又・使用に必要トイレの場所 をお客様の見やすい位置に明示する。
イ	客に料金や店のシステム（お通し等）を分かりやすく明示することの必要性や工夫 ※関係条文： 規則第3条第3号	お客様の見やすい位置に明示する。 当日の原材料の価格によって 変更 料金を変更する品目にあつては、当日の 料金を復讐の料金体系のある品目に あつては、その日より料金を明記。
ウ	営業時間外の屋台の保管場所 ※関係条文：規則第3条第4号	日極 駐車場を 取り囲み 保管 （適正な場所に保管する事）
エ	屋台営業に係るごみの処理方法 ※関係条文：規則第3条第5号	カンパイン業者に行い （業者活動に伴って生じた廃棄物として 適正に処理する。

※パソコン等で入力される場合、文字サイズは11ポイント以上としてください。

※スペースが足りない場合は、用紙を継ぎ足して添付してください。

カ 計画の具現性 (既存資料の添付でも可)

- ・ 収支計画について記載ください。

単位：千円

決算期 (/2月末)	1年目	2年目	3年目
a 売上高 1月～3月 4月～6月 7月～9月 10月～12月	—————		
b 経費 原材料費 水光熱費 人件費 その他経費			
c 利益 (a - b)			

- ・ 1年目の資金計画 (営業に資金がどの程度必要か) について記載ください。

単位：千円

	項目	金額
資金 使途	屋舎修繕費	500
	初年度道路占用, 駐車代	600
	27年4～6月 原材料費代	900
	牙医 費	1000
	計	3000 千円
資金 調達	借入金	0
	自己資金	3000
	その他()	
	計	3000 千円

※パソコン等を入力される場合、文字サイズは11ポイント以上としてください。

※スペースが足りない場合は、用紙を継ぎ足して添付してください。

③屋台の魅力、質の向上に向けた取り組み

(1) 公共の場で営業することについてどのように考えますか。

また、市民や地域住民に対しどのような配慮を行いますか。

※関係条文：福岡市屋台基本条例（以下「条例」）第5条第3項

(考え)

屋台を利用するお客様に対し、安全で、安心な飲食及びサービスを提供し、お客様の信頼を確保し、並みに屋台の魅力を高める様、努める所、なす所。

(配慮)

屋台営業を行う場所の地域住民の生活環境等に配慮すると共に、地域の清掃活動に参加する等、地域への貢献に努める所、なす所。

(2) 福岡に来られる観光客(外国人含む)に対するおもてなしの工夫やアピールできる能力等を、具体的に記載してください。

(例：TOEICで800点を取得しており、英語での接客が可能である 等)

(3) 福岡らしい屋台文化や食文化について、守りたいと考えているものはありますか。

また、そのためにどのようなことに取り組めますか。

(守りたいと考えていること)

(取り組む内容)

※パソコン等で入力される場合、文字サイズは11ポイント以上としてください。

※スペースが足りない場合は、用紙を継ぎ足して添付してください。

(4)屋台の新たな魅力を創出するため、考えていることがありましたら、記載ください。

④まちの魅力向上のための意欲、取り組み

(1)福岡のまちに、にぎわいや人々の交流の場を創出し、まちの魅力を高めるために、今後取り組むことについて、記載ください。

⑤地域貢献に向けた取り組み

(1)公共の場で営業する屋台営業者として、営業場所の近辺において、どのような地域貢献活動を行いますか。 ※関係条文：条例第5条第3項

(例：毎月、地域の清掃活動に参加する 等)

3. その他提出していただく書類等

(1)住民票の写し【抄本】

(2)市町村税を滞納してない証明書（福岡市に住民票がある方は不要）

(3)その他事業内容を説明する資料（パンフレット、メニュー、写真等）で、特に提出したいものがあれば、15部添付してください。

※パソコン等で入力される場合、文字サイズは11ポイント以上としてください。

※スペースが足りない場合は、用紙を継ぎ足して添付してください。

屋台配置計画図

* 屋台の規格や器材等の配置場所など、概要がわかるように記載してください。本書に替えて、独自様式を用いて届け出ても構いません。また、参考となる具体的な屋台の外観、図面等があれば添付してください。

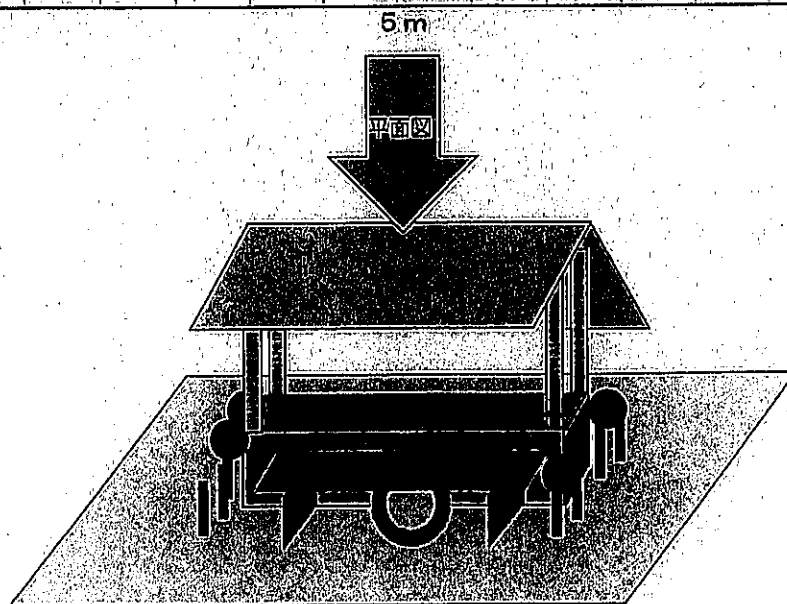
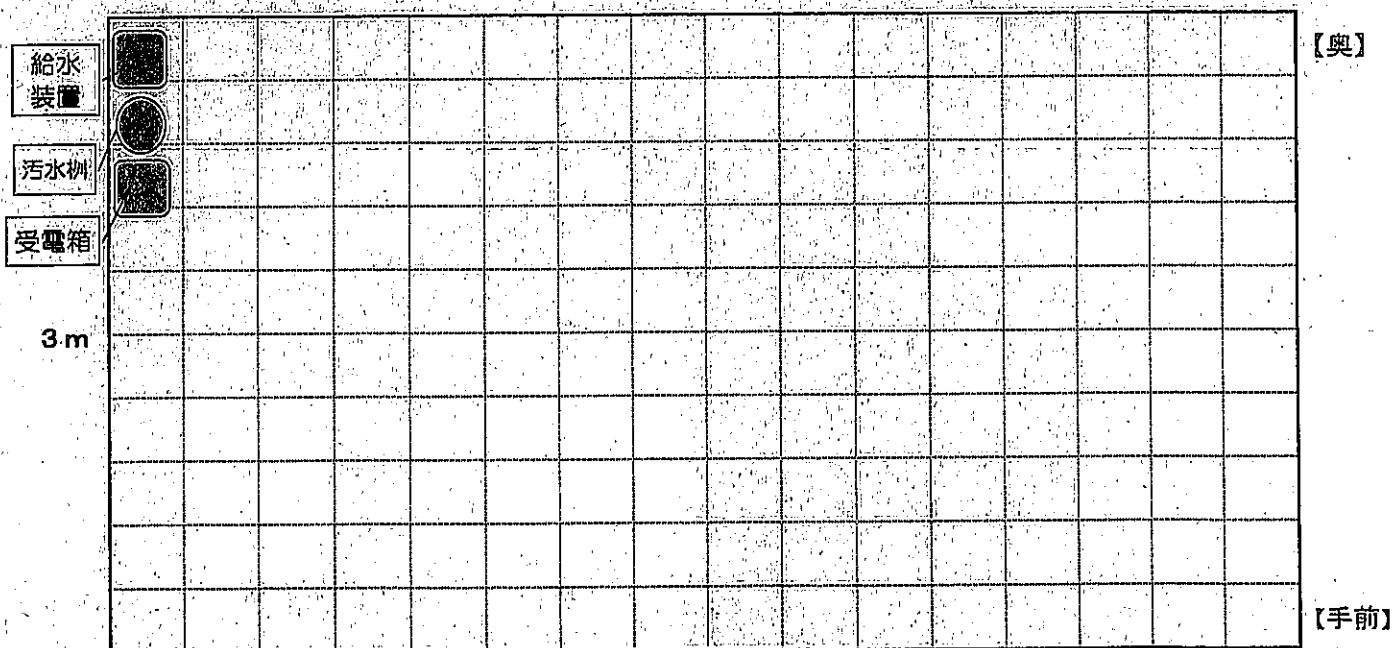
【平面図】 (1マスは1辺が約30cmです)
 規格内(縦3m×横5m)に屋台本体(縦2.5m×横3m)や必要な器材、洗浄設備等をどのように配置するかご記入ください。
 ・記載いただく内容の例
 屋台本体、椅子、調理場、洗い場、手洗い器具、食器棚、洗浄用容器、グリーストラップ 等

(記載上の注意)

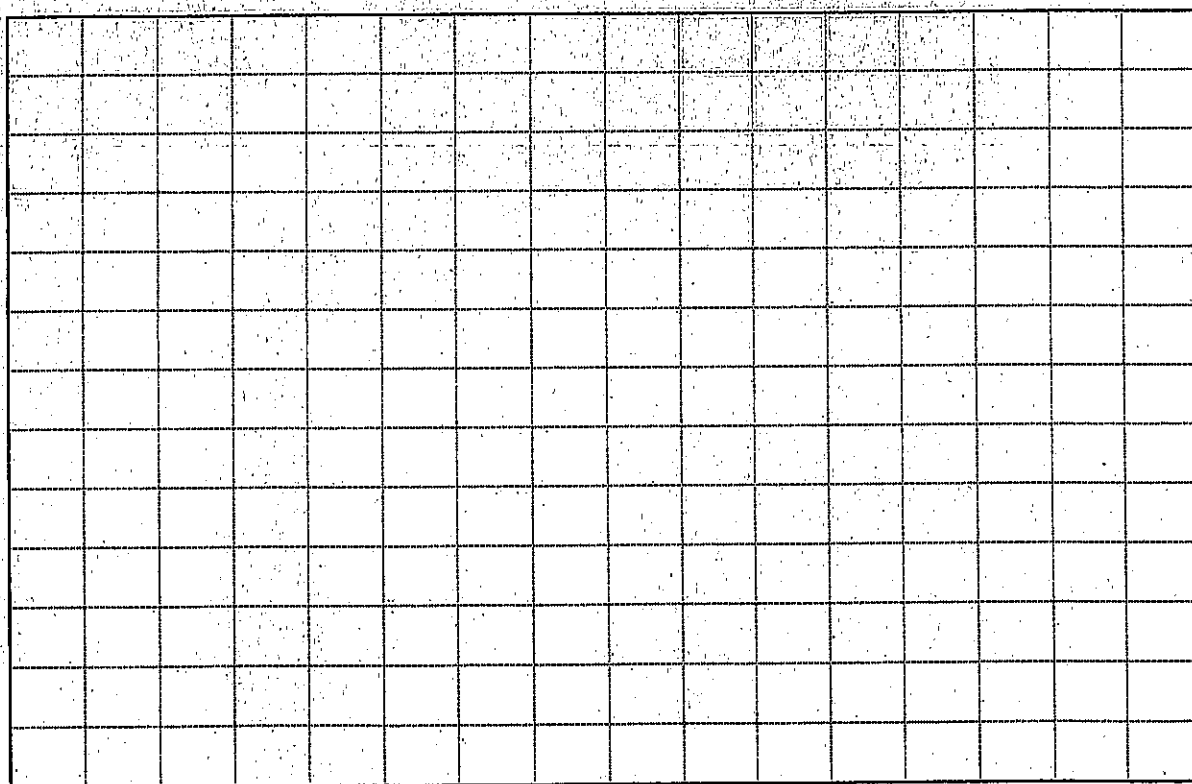
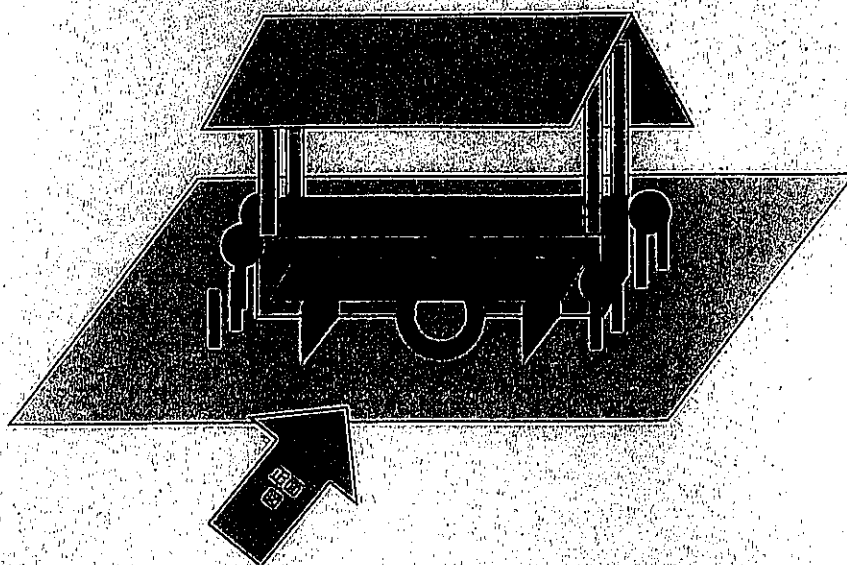
※給水装置、汚水枦及び受電箱については、営業場所によって配置が異なります。下記の位置に設置されているという想定で、記載をお願いします。

※営業場所は、屋台の規格である間口3メートル、奥行き2.5メートルについて保障するものであり、必ずしも屋台の器材を設置する範囲としての間口5メートル、奥行3メートルを保障するものではありません。便宜的に間口5メートル、奥行3メートルという想定で記載をお願いします。

※汚水を汚水枦に流す際は、必ずグリーストラップを通して油脂分を取り除かなければなりませんので、記載をお願いします。



【正面図】（1マスは1辺が約30cmです）。
規格を正面から見た図をご記入ください



5m

営業時間・体制に係る計画書

裏面の記入例にしたがって、占用許可時間（17:00～翌4:00）とその前後1時間の業務内容と、それに従事する者の状況を記入してください。
 なお、以下の項目は、必ず記載してください。

- ① 保管場所（駐車場等）から屋台・搬入車両の移動を開始する時間
- ② 営業場所に到着する時間
- ③ 営業を開始する時間
- ④ 営業を終了する時間
- ⑤ 営業場所から屋台を撤収する時間
- ⑥ 営業場所から誰も居なくなる時間

時	分	業務内容	従事者の従事状況			
			本人			
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
1						
2						
3						
4						